



---

# 環境教育等促進法の運用状況等について

---

令和6年度 地方公共団体環境教育担当者会議

2025年2月

環境省大臣官房総合政策課環境教育推進室



- 1 環境教育等促進法・基本方針
- 2 環境教育等促進法の諸制度の状況
- 3 ESD及びESD推進ネットワークについて
- 4 学校における環境教育の推進について
- 5 環境教育等促進法基本方針施行状況調査結果（令和4年度の状況）について
- 6 参考情報（「体験の機会の場」認定手続等）



---

# 1 環境教育等促進法・基本方針

---

# 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）

平成15年公布・施行、平成23年改正（公布・施行）（議員立法）

文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省の5省共管

## ○目的（法1条）

持続可能な社会の構築に向け、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組について、基本理念を定め、国民、民間団体等、国、地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の必要な事項を規定。

## ○基本理念（法3条）

- 国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、対等な立場で相互に協力して実施。
- 経済社会との統合的発展、循環型社会形成の重要性を考慮。
- 体験活動を通じて、生命を尊び、自然を大切に、環境保全に寄与する態度を醸成。
- 国土の保全、産業との調和、地域住民の生活の安定、文化・歴史の継承等に配慮。

## ○基本方針の策定（法7条）

平成24年6月「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」閣議決定。

## 環境教育等の基盤強化

### ○環境教育等支援団体の指定（法10条の2）

各主体による環境教育等の取組を支援する非営利団体を環境教育等支援団体として国が指定。

### ○人材認定等事業の登録（法11条）

民間事業者が行う環境教育等指導者の育成認定、環境教育等に関する教材の開発等の事業を、国が登録し、公示。

## ○地方自治体による推進枠組み（法8条）

環境教育等の取組推進の行動計画の作成と計画策定等に際しての地域協議会の設置。

## ○体験の機会の場の認定（法20条）

土地所有者等が提供する自然体験等の機会の場について、安全性等の要件を満たすことを都道府県知事が認定。

## ○協働取組推進のための枠組み（法21条の4,5）

行政機関及び国民、民間団体等の関係主体による、環境保全に係る協働取組の協定の締結。



## ○国民、民間団体等、行政機関の責務（法4条～6条）

- 国民、民間団体等：家庭、職場、地域等において環境教育等を自ら進んで実施。
- 国、地方公共団体：相互の役割分担の下、環境教育等に関する施策を実施。

## ○学校教育等における環境教育の充実（法9条）

- 発達段階に応じて、体系的な環境教育が行われるよう、情報の提供、教材の開発、教育職員の資質向上のための措置を実施。
- 環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備・活用。

## ○その他

- 雇用する者に対する環境教育等の実施
- 職場における学生の就業体験等への配慮
- 顕著な功績のある者に対する表彰 等

附則 法施行後5年を目途とした検討 等

# 環境教育等の推進に関する基本的な方針の概要について

- 環境教育等促進法第7条に基づき定める政府の環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針。
- 平成30年6月に変更（閣議決定）され、変更後の基本方針では、改定後5年を目途に、基本方針の改定等必要な措置を講じるとされている。
- 令和5年6月から有識者による環境教育等推進専門家会議（全6回）において変更案を議論し、パブリックコメント等を経て、令和6年5月14日閣議決定。

## 環境教育等を取り巻く現状

- 今夏の異常高温等の**気候変動の危機**を踏まえ、我が国は**2050年カーボンニュートラルの実現**をはじめとした**持続可能な社会への変革が急務**
- **新型コロナウイルス感染症拡大**の影響、小中学校での「GIGAスクール構想」により、ICTの利活用の進展による**国内外等の学びの可能性の拡大**
- SDGsの普及も背景とした、「誰一人取り残さない」**公正な社会の実現**を目指すことの世界的な認識の高まり
- **社会変革における若者の参画**、環境教育等に取り組む人材の確保・育成、**教職員等の負担軽減**、環境教育の機会均等の必要性

## 持続可能な社会への変革に向けた①環境保全活動、②環境教育、③協働取組の方向性

### ①環境保全活動

気候変動の危機に対応するため、全ての大人や子ども、家庭、民間団体、事業者、行政等の**あらゆる主体による自発的な取組**によって、

個人の変容



組織や社会経済システムの変革に連動

### ②環境教育

ESD（持続可能な開発のための教育）の考え方を踏まえ、環境・経済・社会の統合的向上と、具体的な変革に向けた行動促進の視点から、

体験活動

＋多様な主体同士の対話と協働、ICTの活用を通じた学びを様々な機会でも推進することが重要

### ③協働取組

地域の実情や課題等に応じた**中間支援機能**を軸とする協働ガバナンスに基づき、多様な主体が対等な立場で参画する対話と信頼関係構築、共通理解といった**協働のプロセス**を、様々な地域において実践し、**持続可能な社会への変革**につなげていくことが重要

公正で持続可能な社会への変革と一人ひとりの変容を実現し、**地域循環共生圏**の創造と、人々の**ウェルビーイングにつなげていく**ことが重要

# 環境教育、協働取組の主な推進策

## 1. 学校等における環境教育

- ユネスコスクールの普及やエコスクール・プラスの推進を通じたホールスクールアプローチによる学校における環境教育の一層の推進  
— ユネスコスクールにおけるESD推進拠点としての活動成果の発信等の割合（令和4年度：80.4%）を向上させるように努める—



- 学校での修学旅行等について、地域の自然や文化を体験する貴重な学びの機会になることから、その地域でしか実施できない体験活動の実践が重要



## 2. 中間支援機能を活用した環境教育・協働取組

- ESD活動支援センター、GEOC、EPO※を中心とした中間支援機能を活用した、環境教育・協働取組の充実、人材の育成
  - 学校内外での対話と協働による学びの推進に向け、学校の教職員の負担軽減と教育の質向上の両立を図るため、ESD活動支援センターにおける相談窓口の周知を図って、その相談対応件数を令和10年度に令和4年度（438件）比で倍増を目指すことにより、ESD活動支援センターの認知度を向上させ、学校と地域等をつなぐ中間支援機能をより一層充実させる
  - 持続可能な地域づくりにつながる協働のプロセスを通じた協働取組の実践支援、中間支援機能を担う人や組織の発掘・育成等を通じた協働取組の普及・拡大



※GEOC：地球環境パートナーシッププラザ、EPO：地方環境パートナーシップオフィス

## 3. 幅広い場での環境教育や質の高い環境教育の充実・推進

- 環境教育等促進法に基づく「体験の機会の場」の積極的活用

- 国立公園や農山漁村地域等での体験活動の推進

- |                   |                        |                   |
|-------------------|------------------------|-------------------|
| • 国立公園等での自然体験活動   | • 都市公園等の整備や青少年教育施設への支援 | • ロングトレイルの活用      |
| • 子ども農山漁村交流プロジェクト | • 「子どもの水辺」再発見プロジェクト    | • 「緑の少年団」活動の支援    |
| • 「遊々の森」の設定       | • 水田や水路等の活用            | • 学校・園庭ビオトープづくり 等 |

- 「自然共生サイト」等との連携

- ユネスコエコパーク等及びラムサール条約湿地での取組

- グリーンインフラの取組による学びの推進

- 「みどりの食料システム戦略」に基づく環境負荷低減の努力の「見える化」等の取組の推進等



## 4. 若者の社会変革への参加の促進

- 若者に対する、対話や協働、ネットワークや学びの機会創出等を通じ、社会変革への参画の促進につなげる

# 文部科学省と連名で全国の教育委員会等に対して、基本方針の変更に際して、環境教育の一層の充実について、周知



## ■ 文部科学省との連名通知「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」の変更について」の発出（R6.5.14）

- **趣旨** 令和6年5月14日、「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」の変更が閣議決定されたことを受け、環境省と文部科学省の連名で、全国の教育委員会等に対し、基本方針の概要や留意点について通知を発出。



（関係通知等）

あらゆる主体・世代において、**体験活動を通じた学び、立場や世代、価値観等が異なる人との対話を通じた学び合い、ICTの活用による国内外の空間的制約を超える学び合い**等を通じて、環境教育等に一層取り組んでいただくとともに、とりわけ下記の事項について格段の御配慮をいただきたく、お願い申し上げます。  
（略）

必要に応じて、**既存の行動計画の見直し、あるいは新たな行動計画の積極的な策定**等についてご配慮いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 1 学校におけるESD活動支援センター等中間支援機能の積極的な活用について

近年の気候変動問題を始めとした環境問題の深刻化を受け、改定後の基本方針では、持続可能な社会の実現のためには、立場や価値観の異なる多様な主体・世代の間の対話と協働を通じて、個人の変容と社会や組織の変革を連動していくことが重要。

その上で、環境教育においては、こうした対話と協働を通じた学びを実践するため、**人的・物的資源や情報などを各主体に的確に提供し、対話の場を創造するなどの中間支援機能を担う組織等の存在が必要**。

一方、こうした対話と協働を通じた学びを実践するに当たっては、その調整に時間や労力がかかることから、改定後の基本方針では、**教職員の負担を軽減しながら教育の質や効果を高めていく具体的方策**として、文部科学省と環境省の共同事業として設置した**ESD活動支援センターを活用**。

ESD活動支援センターは、全国センター及び地方8センターとして設置されており、全国約190の地域ESD活動推進拠点と連携してESD推進ネットワークを構築する環境教育・持続可能な開発のための教育（ESD）の推進拠点であり、学校と地域、企業等をつなげる中間支援組織として、環境教育等に関する相談対応や、各主体同士の学び合いを促す取組等多くの経験と知見を有している。

**学校等におけるESDの推進等に当たって、ESD活動支援センターを積極的に活用を。**

### 2 学校での修学旅行等における体験活動の充実について

環境教育の実践においては、知識の一方通行に終始させるのではなく、立場や状況、価値観等が大きく異なる人との出会いや、大自然の景観や生態系・動植物、地域の文化・歴史・暮らしを体験する過程を通じて、環境や持続可能性に関わる問題を自分事化し、自らの暮らしとの関係について気づくことが重要。

改定後の基本方針では、これらを踏まえ、**「日常での体験に加え、旅などの非日常的な体験において感動や学びを引き出すこと」**を、環境教育の実践において大切にしたい点の一例として位置付け。

この点において、学校では、修学旅行等がこうした体験活動を実践する有用な機会として、改定後の基本方針においても、修学旅行等で国立公園や青少年教育施設等を活用することなどを通じて、その地域でしか実施できない自然や文化の体験活動を実践することが重要。

児童生徒等の非日常における体験活動を一層充実させるためにも、改定後の基本方針の趣旨を踏まえ、**学校での修学旅行等における体験活動の充実**。

### 3 「体験の機会の場」の積極的な利用と認定促進について

「体験の機会の場」は、安全性の基準を満たし、質の高い体験活動を提供する場として、環境教育等促進法に基づき都道府県知事等が全国で33か所を認定（令和6年4月1日時点）。

基本方針では、体験活動は、環境意識の形成に向けた重要な学習方法として位置付けられており、自尊感情や創造性の向上も期待。

これらを踏まえ、**「体験の機会の場」を、学校の授業のほか、教職員や地方公共団体等の職員に対する研修の場として利用するなど、積極的な利用を。**

また、個人又は民間団体等が所有等する土地又は建物を体験活動に利用している場合は、**「体験の機会の場」認定制度について、当該所有者等に積極的に働きかけるなど、一層の御協力を。**

---

## 2 環境教育等促進法の諸制度の状況

---



# 環境教育等促進法に基づく主な制度



- 環境教育等促進法に基づき、環境省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の5省で実施。

## 環境教育等支援団体指定制度（法10条の2）

- 環境保全活動、協働取組等を行う国民や民間団体等を支援する事業を行う団体を、団体からの申請を受けて国が指定する制度。
- 令和7年2月1日現在8団体指定。



## 人材認定等事業登録制度（法11条）

- 民間における環境人材の円滑な活用等を目的として、全国で行われている環境教育等の指導者等を育成、認定する事業又は環境教育等に関する教材を開発する事業について、事業者の申請を受けて国が登録する制度。
- 令和7年2月1日現在53事業登録。令和5年度の登録事業利用者等数は32,656人。



学校や企業等へ講師・アドバイザー等として指導・助言

NPOや市民団体等で一般市民にガイド等を実施

ボランティアとして自ら環境保全活動を実施

キャリアアップ、スキルアップとして進学・研究・転職に活用

本業において環境的な知見を活かした専門的な業務を担当



## 体験の機会の場認定制度（法20条）

- 「体験の機会の場」とは、土地又は建物の所有権等を有する国民や民間団体が、その土地又は建物において、体験活動を提供する場合に、申請に基づき、都道府県知事等の認定を受けることのできる制度。
- 令和7年2月1日現在35か所認定。令和4年度の「体験の機会の場」の利用者数は33,847人。



## 協働取組推進のための協定の締結制度（法21条の4、21条の5）

- 国、地方公共団体、国民、民間団体等との間で、適切な役割分担を踏まえた協働取組を推進するため、協定の締結を可能とする制度。
- 民間同士で協定を締結する場合は、都道府県知事等への届出が可能。



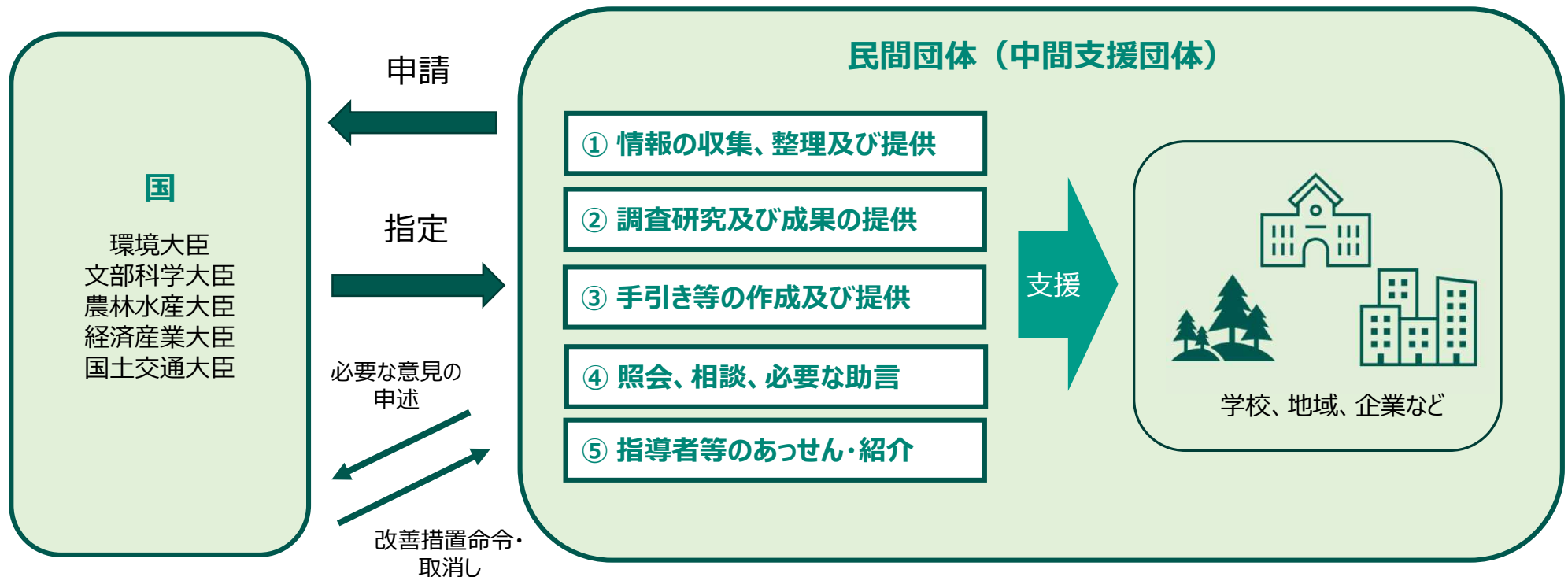
# 環境教育等支援団体指定制度

- 環境保全活動、協働取組等を行う国民や民間団体等を支援する事業を行う団体を、団体からの申請を受けて国が指定する制度。（環境教育等促進法第10条の2）
- 令和7年2月1日現在8団体指定。



<指定マーク>

## 環境教育等支援団体指定制度の仕組み



### <環境教育等支援団体の例>

- ・「特定非営利活動法人環境カウンセラー千葉県協議会」、「公益財団法人日本環境協会」（こどもエコクラブ）、「一般社団法人シンク・ジ・アース」、「体験の機会の場合研究機構」など



## 地域密着した環境保全活動と環境教育支援事業／H26年度指定／特定非営利活動法人環境カウンセラー千葉県協議会

・**事業内容**：環境に関する専門知識と豊富な経験を持つ環境カウンセラーが主体となり、地域ニーズに応じた環境保全活動や環境教育等の支援を行う。

（例）地球温暖化問題に関する最新資料と情報を整理し、環境教育資料として提供、地域の太陽光発電システム設置後の実態調査等、千葉県内の中小企業の環境経営（環境経営システムの構築）の支援、広範囲な人を対象とした環境教育の企画立案・オリジナル教材作成と学習会等の開催など。

・**活動実績（支援者数）**：R5年度 882人（うち学校関係者595名）

・**URL**： <http://ecchiba.sakura.ne.jp/>



## こどもエコクラブ／H26年度指定／公益財団法人日本環境協会

・**事業内容**：子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的として、子どもたちが地域の中で主体的に行う継続的な環境保全活動や環境学習を支援する。

（例）こどもエコクラブの活動レポート等の公開、大人（サポーター）を対象としたアンケート、大人（サポーター）及び自治体担当者（コーディネーター）向けの指導の手引きの作成など。

・**活動実績（支援者数）**：R5年度 111,180名（うち学校関係者47,159名）

・**URL**： <http://www.j-ecoclub.jp/>



## SDGs for school／R3年度指定／一般社団法人シンク・ジ・アース

・**事業内容**：持続可能な社会創生のために創造的な教育を実践する現場の先生と生徒を応援するプロジェクト。大人と子どもたちが一緒にSDGsを学び、課題解決のために自ら行動する人を増やすことを目的に、様々な事業を実施。

（例）SDGsを楽しく分かりやすく学べる教材（書籍、冊子、映像、指導案等）制作、日本各地の指導者をつなぎ、授業事例やSDGsの知識を深める研修や交流の場の企画・実施、子どもたちを「問題の現場」に連れて行くフィールドツアー、企業や自治体向けのSDGs研修プログラム等の提供。

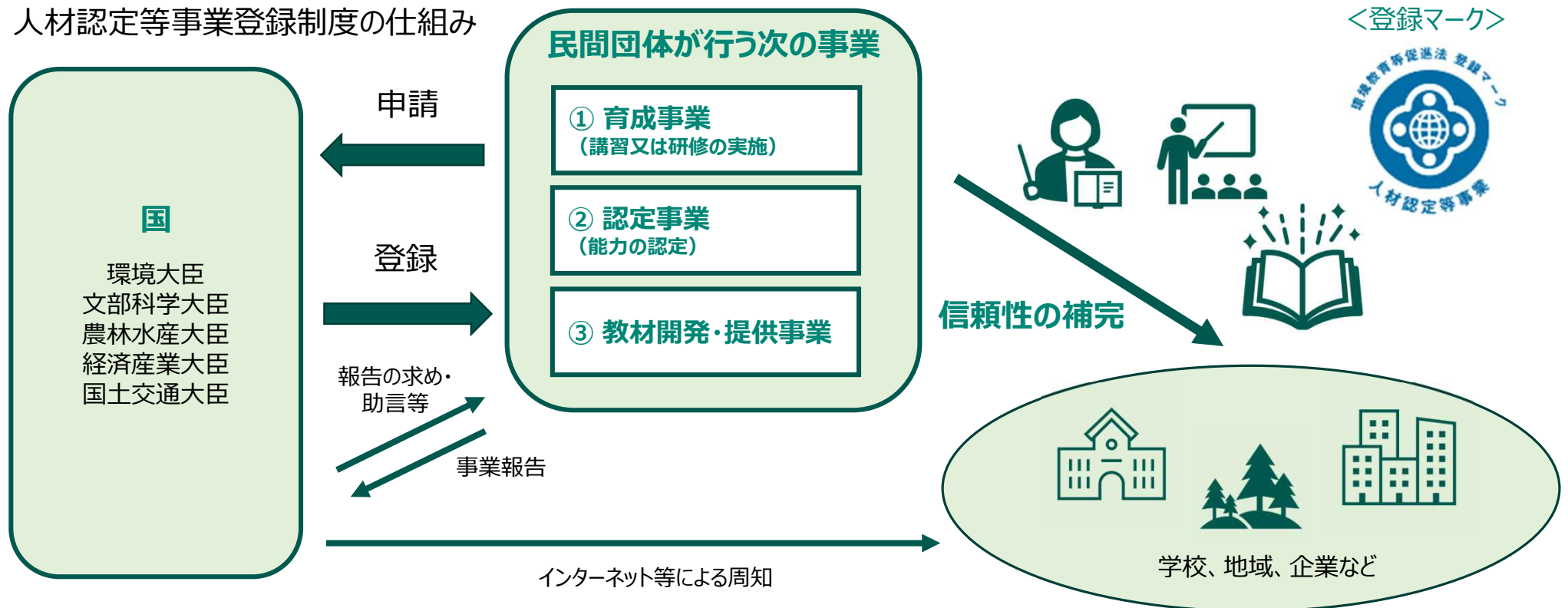
・**活動実績（支援者数）**：R5年度 12,100名以上（教材寄贈：12,100部）

・**URL**： <http://www.thinktheearth.net/sdgs/>

# 人材認定等事業登録制度

- 民間における環境人材の円滑な活用等を目的として、全国で行われている環境教育等の指導者等を育成、認定する事業又は環境教育等に関する教材を開発する事業について、事業者の申請を受けて国が登録する制度。（環境教育等促進法第11条）
- 令和7年2月1日現在53事業登録。令和5年度の登録事業利用者等数は32,656人。

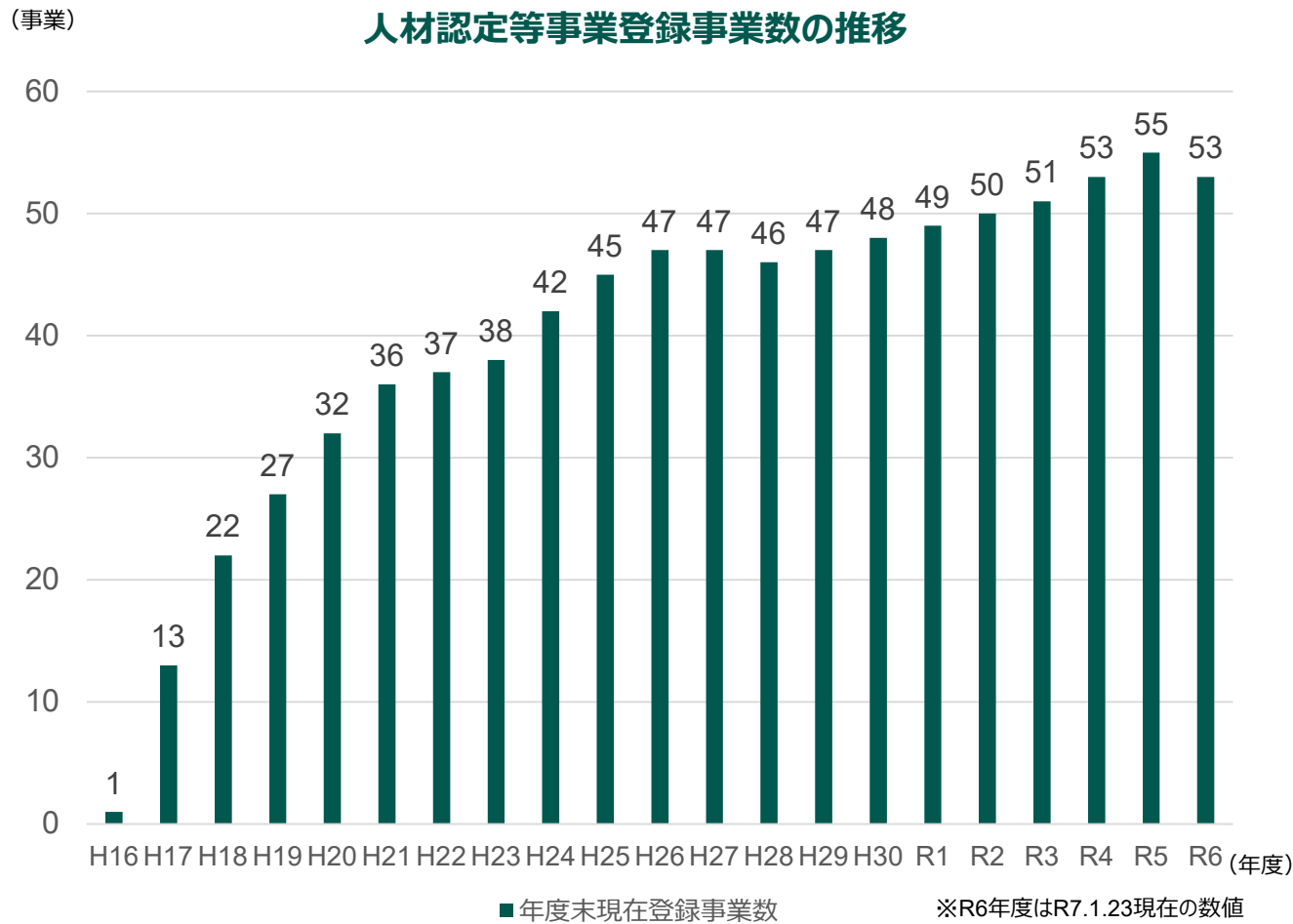
## 人材認定等事業登録制度の仕組み



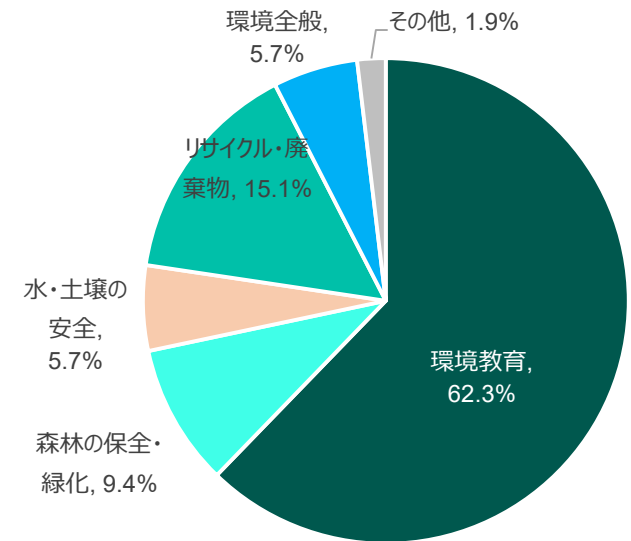
### <登録人材認定等事業の例>

- ・「森林インストラクター資格試験」、「こども環境管理士資格試験」、「ビオトープ管理士セミナー」、「環境経営士養成講座」、「廃棄物管理士講習会」、「マンガとすごろくで学ぶ！環境学習教材開発事業」など

# 人材認定等事業の登録・認定数は近年は横ばい。



## 事業分野の割合 (R7. 2.1現在)



# 人材認定等事業登録制度に登録されている事業の例

## ● 育成事業



### ビオトープ管理士セミナー／H25年度登録／公益財団法人日本生態系協会

- ・事業内容：「ビオトープ管理士」になるために、自然と伝統が共存する持続可能なまちづくり・くにづくりに必要とされる基本的な知識や技能を学ぶセミナー。ビオトープ管理士資格試験を受験しない方でも、SDGsへの取組や30 by 30の推進などといった環境問題に一步踏み込んだ勉強をすることが可能。
- ・育成者数：2,409名（～R5年度）
- ・URL： [http://www.biotop-kanrishi.org/biokan\\_06.htm](http://www.biotop-kanrishi.org/biokan_06.htm)

## ● 認定事業



### うちエコ診断士資格試験／R3年度登録／一般社団法人地球温暖化防止全国ネット

- ・事業内容：地球温暖化問題や家庭部門の温暖化防止対策の知識を有し、家庭における地球温暖化防止対策についてのアドバイス、提案ができる専門家を試験によって認定する事業。また、スキルの継続と向上を目的に資格取得から2年ごとに家庭部門の地球温暖化防止対策に関する最新情報や個人情報・倫理規程等に関する知識を更新するための、資格更新研修も実施。
- ・認定者数：2,351名（～R5年度）
- ・URL： <https://www.zenkoku-net.org/>

## ● 教材開発・提供事業



### マンガとすごろくで遊ぶ！環境学習教材開発事業／R3年度登録／加山興業株式会社

- ・事業内容：小学4年生以上を対象にした環境教育に関する教材（①～③）を開発し、工場見学来場者やセミナー参加者、愛知県豊川市内小学校に提供。①「テラノさんとぼく」：「社会にはなぜルールがあるのか」を学習することから始まり、現在の問題点や現状の把握（特にごみ問題）を通して、未来のためにできることを考えてもらう冊子・WEB教材、②「テラノさんと〇〇さんとぼく」：SDGsに触れながら、ごみ問題について気付き、分別やリサイクルなど身近にできることを考えてもらう冊子。③SDGsすごろく：すごろくを楽しみながらSDGsについて学んでもらう冊子・WEB教材。
- ・教材提供数：17,414部（～R5年度）
- ・URL： <https://www.kayama-k.co.jp/>

教材のダウンロードは  
こちらから可能



# 認定者等のその後の活動状況の例

## 学校や企業等へ講師・アドバイザー等として指導・助言

(例) うちエコ診断士資格試験、環境再生医資格認定、環境インストラクター認定、水俣病教育指導員育成事業、「植生アドバイザー」育成事業、環境経営士養成講座、グリーンセイバー（マスター）検定試験 等



## 本業において環境的な知見を活かした専門的な業務を担当

(例) 廃棄物管理士講習会、産業廃棄物適正管理能力検定、エアコンクリーニング廃液処理技術者認定資格試験事業、こども環境管理士資格試験、林業技士（森林環境部門）養成事業、遮水工管理技術者認定事業、環境アセスメント士、ビオトープ管理士資格試験 等



### 登録を受けた 人材育成・認定事業



## NPOや市民団体等で一般市民にガイド等を実施

(例) 環境教育指導者養成セミナー-清里インタープリテーションセミナー&体験学習法セミナー、グリーンセイバー（マスター）検定制度 等



## キャリアアップ、スキルアップとして進学・研究・転職に活用

(例) 環境管理士育成講座、産業廃棄物適正管理能力検定、インタープリター入門講座、植生アドバイザー 等



## ボランティアとして自ら環境保全活動を実施

(例) 自然観察インストラクター養成講座、川に学ぶ体験活動指導者の育成に関する事業、環境経営士養成講座 等



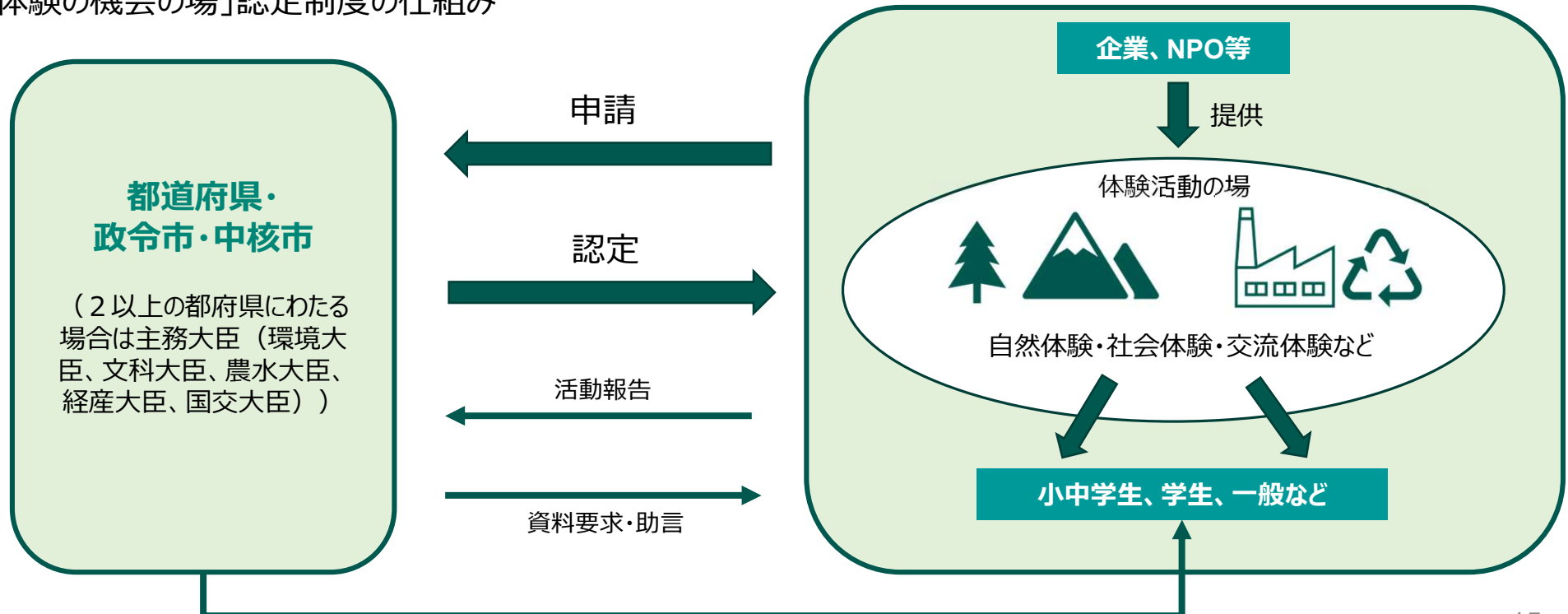
# 体験の機会の場認定制度

- 「**体験の機会の場**」とは、土地又は建物の所有権等を有する**国民や民間団体**が、その土地又は建物において、体験活動を提供する場合に、申請に基づき、**都道府県知事等の認定**を受けることのできる制度。（環境教育等促進法第20条）
- 平成23年の法改正の際に法定化。平成30年6月の環境教育等促進法基本方針の改定では、体験活動を、**自然体験、社会体験、生活体験、交流体験など幅広い活動**として捉え直し、「体験の機会の場」を「**地域や国を越えた交流の拠点**」として活用していくことを共有。
- 令和7年2月1日現在35か所認定。令和4年度の「体験の機会の場」の利用者数は33,847人。



<認定マーク>

## 「体験の機会の場」認定制度の仕組み





# 「体験の機会の場」認定状況（R7年2月現在）

## 背景・必要性

- 環境教育等促進法に基づく体験の機会の場認定制度は、土地又は建物の所有権等を有する国民や民間団体が、その土地又は建物で体験活動を提供する場合に、申請に基づき、都道府県知事等の認定を受けることができる制度。
- 森林や里山などの自然体験の場のほか、見学受入れや体験を行うエネルギー関連施設、環境に配慮して運営されている工場や施設、私立学校等が市民講座を実施している場などが認定されており、幅広い分野にわたって認定を取得することが可能。

### 【京都府】

- 株式会社京都環境保全公社 瑞穂環境保全センター

### 【京都市】

- 株式会社京都環境保全公社 伏見環境保全センター
- 武田薬品工業株式会社 京都薬用植物園 **R6.6**

### 【大阪市】

- あおぞら財団付属西淀川・公害と環境資料館（コムース）

### 【岡山市】

- 藤クリーン株式会社リサイクルセンター

### 【倉敷市】

- みずしま資料交流館 あさがおギャラリー

### 【広島県】

- 株式会社オガワエコノス本山工場

### 【山口県】

- ダチョウによる食品リサイクルループの仕組みと食品ロスについて
- 海岸漂着物で作るクラフトアート

### 【徳島県】

- YMCA阿南国際海洋センター **R6.11**

### 【高知市】

- 株式会社相愛

### 【佐賀県】

- いまり「こまなきの里山」

### 【宮崎県】

- しゃくなげの森

### 【大分県】

- くじゅう九電の森

## 認定された「体験の機会の場」 35か所

- 自然体験
- 社会体験
- 自然体験及び社会体験



「体験の機会の場」  
認定制度マーク

### 【北海道】

- 雨煙別小学校 コカ・コーラ環境ハウス

### 【秋田県】

- 能代火力発電所および能代エナジアムパーク

### 【福島県】

- 里山林・自然塾
- 三菱製紙株式会社エコシステムアカデミー 白河山荘及び白河甲子の森

### 【栃木県】

- モビリティリゾートもてぎ ハローウッズ

### 【群馬県】

- チノビオトープフォレスト

### 【前橋市】

- サンデンフォレスト
- モノ：ファクトリー

### 【千葉県】

- 森の墓苑

### 【埼玉県】

- 石坂産業株式会社くぬぎの森環境塾

### 【八王子市】

- 佐川急便「高尾100年の森」

### 【川崎市】

- レゾナック川崎事業所
- 株式会社ショウエイ
- 富士通株式会社川崎工場
- 明治大学黒川農場

### 【山梨県】

- 清泉寮新館及びキャンプ場を含むその周辺の森林

### 【長野市】

- Workcation Place花伝舎

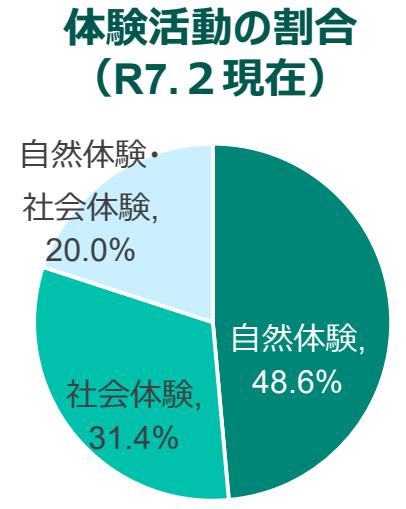
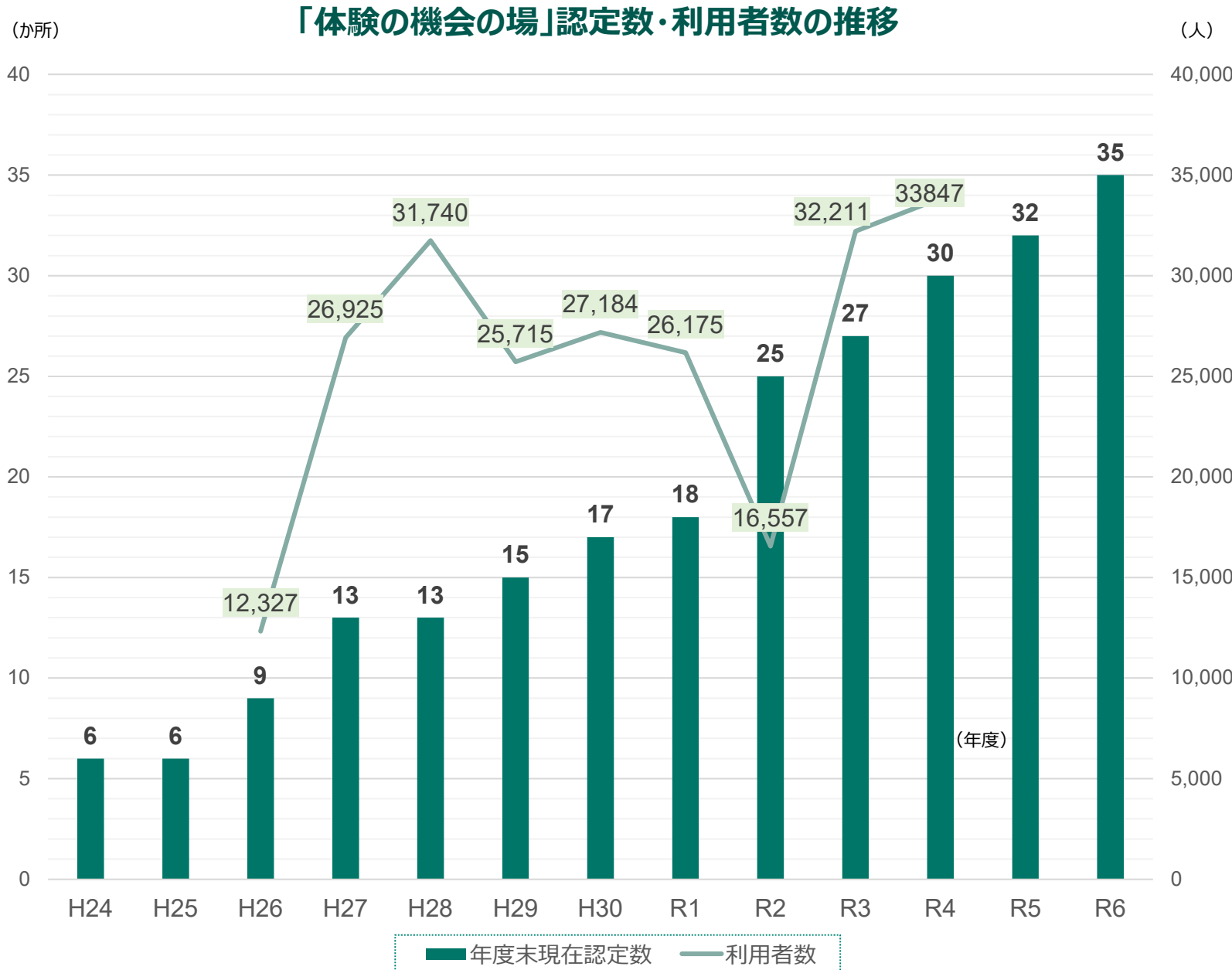
### 【浜松市】

- 地球のたまご
- 里の家 **R6.4**

### 【愛知県】

- KAYAMAファーム
- 市田プラント

**「体験の機会の場」の認定数はゆるやかに増加。  
令和3年度以降、利用者は増加傾向。**



# 「体験の機会の場」の充実・拡大に向けた主な取組

## 2017年度 (H29)

- 「教職員等環境教育・学習推進リーダー育成研修」、環境教育行政研修での活用（現在まで）
- 「体験の機会の場」研究機構との協定締結

## 2018年度 (H30)

- **旧・環境教育等促進法基本方針の変更を閣議決定**  
※「地域や国を越えた交流拠点」と位置付け、認定促進を明記
- 省令・申請要領の改正（※申請要件の緩和（従事経験年数3年以上→1年以上）、認定基準の明確化、申請書類の簡素化）



▲「体験の機会の場」研究機構との協定締結

## 2019年度 (R1)

- 認定制度事例集の作成
- **認定シンボルマークの作成**
- 認定企業・未認定企業に対するアンケート調査の実施
- Green Blue Education Forumコンクールの共催

▲認定シンボルマークの作成

## 2020年度 (R2)

- 省令・申請要領の改正（※申請・認定書類への押印を不要）
- 体験活動を通じた環境教育／「体験の機会の場」コンセプトムービーの制作



▲認定制度事例集の作成



▲プロモーションムービーの公表

## 2021年度 (R3)

- 第2回Green Blue Education Forumコンクールの共催
- 「体験の機会の場」プロモーションムービーの公表

## 2022年度 (R4)

- 「体験の機会の場」プロモーションサイトの公表
- 第3回Green Blue Education Forumコンクール・シンポジウムの共催
- 「体験の機会の場」研究機構との協定締結（更新）

## 2023年度 (R5)

第4回Green Blue Education Forumコンクールの共催

## 2024年度 (R6)

- Green Blue Education Forum 2024の共催



▲プロモーションサイトの公表



▲Green Blue Education Forumコンクールの開催

---

### 3 ESD及びESD推進ネットワークについて

---

# 環境教育・ESD推進の経緯

## 環境教育の系譜

1970年代  
経済成長に伴う  
公害問題

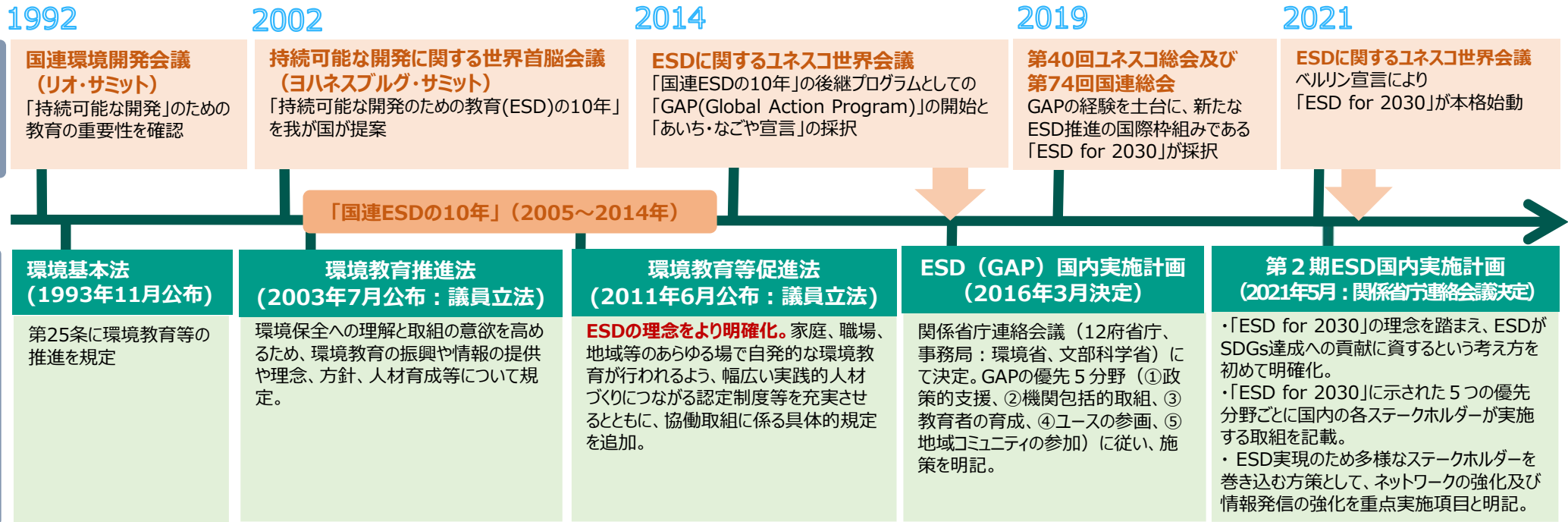
- ・公害教育、自然体験学習等の積極化  
<1971年学習指導要領において公害教育を明記>
- ・先進国から地球規模の課題への変化  
<地球温暖化> <資源の浪費> <生態系の危機>
- ・国際社会での持続可能性の概念の登場

1990年代

## ESD（持続可能な開発のための教育）への展開

- ・学校のみならず、家庭等あらゆる場所での教育
- ・人と社会との関係性、主体的行動力を養う教育
- ・社会を担う各主体（企業、NGO等）の協働を重視

## 環境教育の制度化



環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組に関する基本的な方針

〔2012年6月閣議決定〕

環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組に関する基本的な方針（2018年6月閣議決定）

人々の環境配慮行動等を鑑み、「持続可能な社会づくりへの主体的な参加」と、循環と共生という観点からの参加意欲を育むための「体験活動」の促進や、地域や企業が取り組む「体験の場の活用」等を図ることとしている。

環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組に関する基本的な方針（2024年5月閣議決定）

気候変動等の危機、ICTの利活用の進展、持続可能で公正な社会の実現に向けた認識の高まり等の現状認識を踏まえ、今後の環境教育等の方向性として、個人の行動変容と社会経済システムの変革を連動させるため、体験活動に加え、多様な主体との対話と協働、ICTの活用を通じた学びを推進することとし、具体的施策として、中間支援機能の充実等を記載。

# 持続可能な開発のための教育（ESD）とは

## ESD = Education for Sustainable Development

人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等、人類の開発活動に起因する現代社会における様々な問題を、各人が自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組むことで、それらの問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、もって持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動です。



文部科学省「ESDゲストキャラクター」  
環境省ESDキャラクター「はぐくん」  
コラボキャラクター

(第2期ESD国内実施計画 (R3.5持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議) から抜粋)

## SDGs実現に向けた人づくり

### 🔍 ESDとSDGs (持続可能な開発目標)

ESDは、SDGsの目標4「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯教育の機会を促進する」のターゲット4.7「2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする」に位置付けられています。

また、第74回国連総会（2019年）で採択された「ESD for 2030」において、「ESDが質の高い教育に関するSDGに必要不可欠な要素であり、その他の全てのSDGsの成功への鍵として、ESDはSDGsの実現の不可欠な実施手段である」とされています。

4 質の高い教育を  
みんなに



## 第2期ESD国内実施計画

- オールジャパンで我が国のESDを推進するとともに、世界のESDをリードしていくために、関係省庁が連携し、ESD国内実施計画を策定。
- 次期計画では、「ESD for 2030」の理念を踏まえ、ESDがSDGs達成への貢献に資するという考え方を初めて明確化。ジェンダー平等、2050年カーボンニュートラル、AI・DXの推進等を踏まえつつ持続可能な社会の創り手を育成。
- ESD実現のため多様なステークホルダーを巻き込む方策や、「ESD for 2030」に示された5つの優先分野ごとに国内の各ステークホルダーが実施する取組を記載（具体的には以下のとおり）。



## 経緯

- ESD（持続可能な開発のための教育）は、2002年に我が国が初めて提唱。その後、ユネスコを主導機関として国際的に推進。
- 2014年、ESD世界会議を国内（愛知県・名古屋市/岡山市）において開催。
- 2015年、国連においてSDGsが採択。
- SDGsの全てのゴールの実現への貢献により、公正で持続可能な世界を目指す「ESD for 2030」という新たな国際枠組みが国連総会において採択。
- 2021年5月、ESD世界会議をキックオフとして「ESD for 2030」が本格始動。

### 1. ESDを実践するために多様なステークホルダーを巻き込む

- 政府は「ユネスコ未来共創プラットフォーム」や「ESD推進ネットワーク」等を活用し、自治体、NGO/NPO、企業、研究・教育機関等をつなぐ重層的なネットワークを強化。
- 国内のみならず国際的にも情報発信を強化し、連携を図る。

### 2. ステークホルダーごとの具体的な取組を5つの優先行動分野別に記載



#### 1. 政策の推進

- ・SDGs 関連政策へのESDの反映
- ・教育政策へのESDの位置付け
- ・地球規模課題に係る施策におけるESDの実施等について記載。



#### 2. 学習環境の変革

- ・学習指導要領に基づくESDの実施
- ・ICT化を通じた教育環境の充実
- ・機関包括型アプローチの推進に向けたネットワークの形成・強化等について記載。



#### 3. 教育者の能力構築

- ・教員等に対する研修等
- ・ESD推進の手引の作成・活用
- ・各機関においてESDを実践する者の育成等について記載。



#### 4. ユースのエンパワーメントと参加の奨励

- ・ユース同士のコミュニティづくり
- ・国際的な議論にユースが参加できる環境づくり
- ・青少年の交流の推進等について記載。



#### 5. 地域レベルでの活動の促進

- ・ESDによるローカルSDGsの推進
- ・全国的なESD支援のためのネットワーク機能の発揮等について記載。

# 文部科学省と環境省が共同で運営するESD推進ネットワーク



- 経緯：ESD国内実施計画に基づき、文部科学省と環境省が共同で2016年度にESD活動支援センター(全国センター)を、2017年度に8箇所の地方ESD活動支援センター(地方センター)を開設。
- 体制：ESD活動支援センター、地方ESD活動支援センター、地域ESD推進拠点、ESD活動支援企画運営委員会で構成。
- 機能：①ESD活動を支援する情報共有機能、②現場のニーズを反映したESD活動の支援機能、③ESD活動のネットワーク形成、ESD実践の学びあいの場の促進機能、④人材育成機能



学 習 者

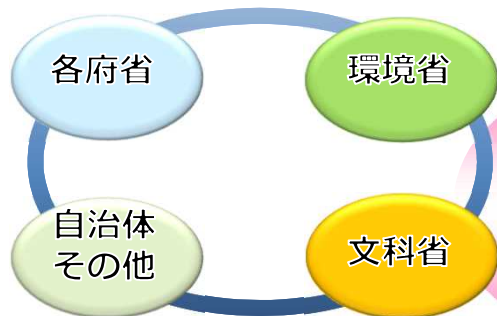
学校、地域、職場などでESDに取り組んでいる多様な実践主体 (ESD活動現場)  
ESDに取り組もうとしている多様な主体  
(潜在的な活動主体)

地域ESD活動推進拠点  
(地域ESD拠点) **201** 拠点  
(2025年1月現在)

協力組織・団体 **37** か所

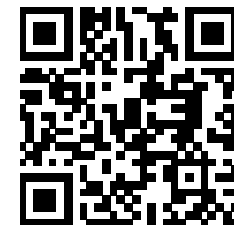
ESD活動支援センター  
地方センター  
(**8** か所)

+  
全国センター



連携

ESD活動支援  
企画運営委員会



詳細は ↑



# ESD活動支援センターの活動例 ①全国センター

## ●全国フォーラムの開催

令和6年度はユネスコウィーク（11月25日（月）～12月1日（日））と連動して、12月1日に開催。  
テーマ： 気候変動 × ○○ ～点から線、線から面へのつながりづくり～

プログラム：

- ①環境教育・ESD実践動画100選認定書授与式
- ②基調報告（環境省及び文部科学省）
- ②ポスターセッション
- ③基調講演（NHKエンタープライズ エグゼクティブ・プロデューサー 堅達京子氏）
- ④パネルディスカッション

モデレーター：二ノ宮リムさち氏（立教大学環境学部設置準備室教授）

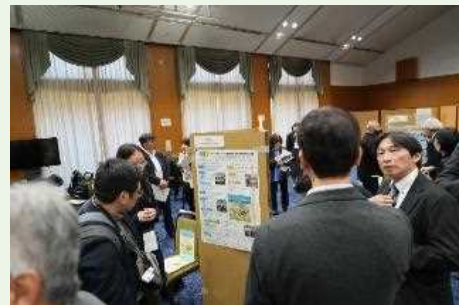
パネリスト：堅達京子氏（NHKエンタープライズ エグゼクティブ・プロデューサー）

佐藤真久氏（東京都市大学大学院環境情報学研究科・研究教授）

高田研氏（地球温暖化防止全国ネット（JNCCA）理事長）

秦さやか氏（杉並区立西田小学校 主任教諭）

加藤弘人氏（青年環境NGO Climate Youth Japan）



## ESD活動支援センターの活動例 ②地方センター

第2期ESD国内実施計画に位置付けられた「テーマ別の学びあいの仕組み」である「ESD for 2030学びあいプロジェクト」。各地方センターが気候変動を切り口としてテーマを設定、活動を展開しています。

### ●北海道センター (管轄地域：北海道)



#### 札幌市円山動物園×気候変動教育プロジェクト

前年度の動物園におけるESDの可能性についての検討結果をもとに、展示動物を入り口とする生息地の変化と気候変動や私たちの生活との関わりなどを考える対話型のプログラムを試行的に複数回実施し、関係者・参加者から高い評価を得ました。今後は継続的な取組や他園館への展開へ向け、企業や団体との協働による実施体制の構築を目指します。

### ●東北センター (管轄地域：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)



#### 市民施設における気候変動教育

宮城県仙台市の市民センター（公民館）を対象に、市民施設での気候変動教育の可能性を探るプログラムを展開しました。気候変動を切り口とした市民講座の企画のコツについて関係者の学びを深め、実際の企画・講座実施を通じて、既存講座との関連性を感じ、気候変動教育への理解が深まりました。

## ESD活動支援センターの活動例 ②地方センター

### ● 関東センター (管轄地域：茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・静岡県)



#### 気候変動じぶんごと化プロジェクト

気候変動による水害への対応策として、自立型発電に着目して2カ所の地域ESD拠点と連携しました。

(一社)自然エネルギー推進機構とは、神奈川県立山北高校2年生を対象に、山が多い地域特性と小水力発電による避難所への給電を学びました。(一社)銀座環境会議とは、千葉県柏市内の障害者通所施設の太陽光発電を題材に再生可能エネルギーへの理解を深めました。

### ● 中部センター (管轄地域：富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県)



#### SDGsワークショップ「学び合いの場の作り方」

昨年度作成した「ESD学び合いの場づくりワークブック」を有効に活用するため、セミナーなどの「学び合いの場」を企画するワークショップを試行的に開催しました。学園祭のSDGsブースを企画する学生、デコ活の普及啓発を担当する関係者、市民教育の企画を考える自治体職員などを対象とし、試行結果を踏まえてワークショップパッケージを作成しています。

### ● 近畿センター (管轄地域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)



#### 学校と地域の連携に必要なことは？

教員や教育委員会、自治体環境部局を対象に、気候変動を切り口とした学校と地域の連携事例について学び合い、来年度以降の活動計画案を作成しました。取組の事例紹介をきっかけに現場の状況を踏まえた意見交換では、学校と地域の両者にとってWin-Winの関係を構築することが重要といった具体的なポイントを抽出することができました。

# ESD活動支援センターの活動例 ②地方センター

## ●中国センター (管轄地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)



### 脱炭素ロードブックの継続・水平展開

昨年度に鳥取県北栄町で実施した脱炭素ロードブック制作プロジェクトの成果物（冊子）を活用した継続展開として、「ほくえい未来トーク2024」を共催して、脱炭素地域づくりの担い手育成や再エネ・省エネの推進に役立てました。また、これらのノウハウを中国地方に水平展開するために、島根県・岡山県・山口県の関係機関と意見交換を行いました。

## ●四国センター (管轄地域：徳島県、香川県、愛媛県、高知県)



### 四国ESDバーチャル大学

地域イベントや環境白書、ジオパークなどの様々な切り口からESDに触れる機会を提供し、意見交換を通して行動変容、社会変容につながるアイデアを共有することができました。多様な主体との連携によって、様々な分野の学びを気候変動教育と結びつけ、それぞれの特色を生かした気候変動教育、ESDプログラムづくりの素地が作られました。

## ●九州センター (管轄地域：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)



### 気候変動教育推進に向けた環境学習施設ネットワーク形成

持続可能な社会づくりにつながる基本的な学びの場である公設型の環境学習施設をネットワーク化することで、気候変動教育の推進を目指しました。

施設職員による教材活用研修（@タカミヤ環境ミュージアム）や地域企業の巻き込み、専門家との連携形成に向けた意見交換（@かごしま環境未来館）を通して、ウェルビーイングにつながる気候変動教育に向けた相互参照が進展しました。

---

## 4. 学校における環境教育の推進について

---

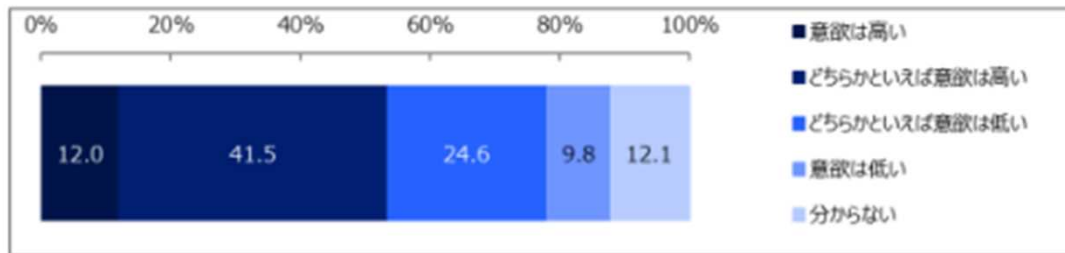
# 学校では環境教育は教科横断的に実施することとなっているが、現場の負担等もあり、浸透は不十分

- 学習指導要領では、環境教育は、現代的な諸課題に関する**教科横断的な教育内容**として位置付けられ、「総合的な学習（探究）の時間」を軸に、理科や社会などと関連づけながら行っている学校もある。
- 一方、教育現場では、熱心に取り組んでいる教職員も少なくないが、**授業時間の確保が難しい、カリキュラムづくりが難しい**などを理由として、**十分取り組めていない教員も少なくない**。

## Q2 ESDや環境教育の実施に対して、あなたご自身の意欲はどの程度ですか。

「意欲は高い」、「どちらかといえば意欲は高い」が半数程度。

※ESD・・・持続可能な開発のための教育



## Q13 あなたが授業や学校活動で環境教育を行う際の課題は何ですか。（複数回答）

- 1 授業時間の確保が難しい (42.9%)
- 2 適切な教材やプログラム等の準備ができない (27.9%)
- 3 カリキュラムデザインが難しい (27.7%)
- 4 予算が少ない (20.7%)
- 5 特になし (19.4%)
- 6 外部講師探し（人材が少ない） (17.9%)
- 7 学習の場探し（地域に学習に適した場所・見学できる施設等が少ない） (16.8%)
- 8 実施してみなければ分からないことが多い (14.5%)
- 9 教え方や取組方法が分からない (13.9%)
- 10 専門的な内容を相談できるところがない (13.2%)
- 11 取り上げるべき環境課題が分からない (7.4%)
- 12 安全面の確保が難しい (6.2%)
- 13 管理職の理解・協力が得られない (3.0%)
- 14 その他 (1.3%)

## Q4 あなたが環境教育を行うに当たり活用しているものは何ですか。（複数回答）

「教科書」が最も多く、次いで「インターネット上の映像資料」。「地域の自然環境」は15.1%に、「ごみ焼却施設、廃棄物処分場、リサイクル施設」は9.8%にとどまる。

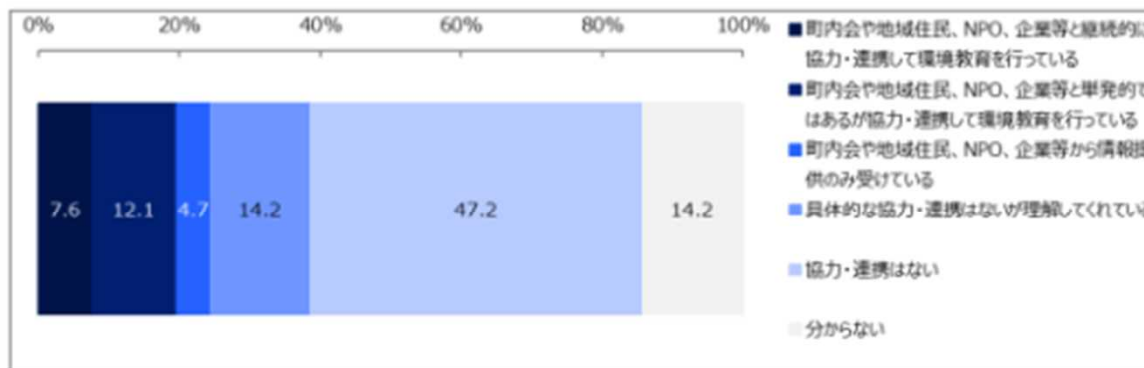
- 1 教科書 (50.8%)
- 2 インターネット上の映像資料 (39.5%)
- 3 新聞記事 (30.9%)
- 4 副読本 (28.4%)
- 5 インターネットでの検索結果 (28.1%)
- 6 特になし (19.5%)
- 7 環境関連の書籍等 (16.7%)
- 8 地域の自然環境 (15.1%)
- 9 DVD等の映像資料 (14.7%)
- 10 ごみ焼却施設、廃棄物処理場、リサイクル施設 (9.8%)
- 11 地域の方への聞き取り、ゲストティーチャー (7.7%)
- 12 博物館や科学館等の社会教育施設 (7.5%)
- 13 地域の公民館や図書館 (5.7%)
- 13 再生可能エネルギー発電施設（風力、太陽光、バイオマス等） (5.7%)
- 15 企業や工場 (4.8%)
- 15 大学・研究機関の専門家による出張授業 (4.8%)
- 17 学校内のビオトープ (4.1%)
- 18 その他 (0.9%)

# 外部との連携は学びの質を向上させる一方、調整の時間や手間がかかるとの理由で十分進んでいない

- 地域や企業等と連携することで**学びの質が高くなった**とする回答が多い一方、**連携している割合は半数程度**にとどまっている。
- 連携に当たり**調整の時間や手間がかかる**との回答が多いことから、連携に係る教職員等の負担を軽減しつつ、学びの質を高める方策を講じる必要がある。

## Q5 環境教育に取り組む際に地域・NPO・企業等との協力・連携はありますか。

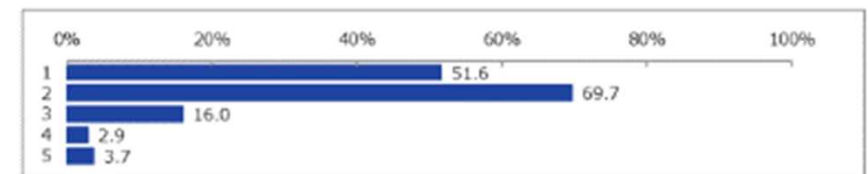
半数程度は具体的な連携はない。



## Q8 地域・NPO・企業と協力・連携して良かった点は何ですか。(複数回答)

半数以上が連携により「学びの質が高くなった」と回答。

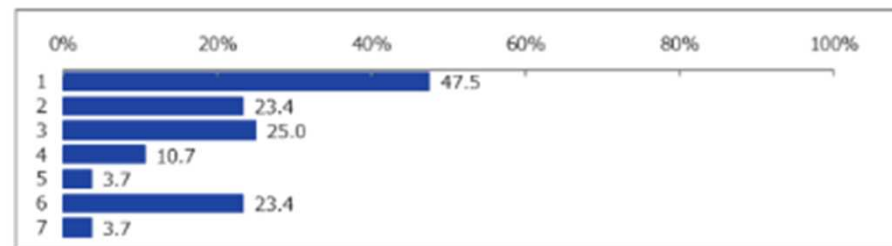
	n	%
全体	244	100.0
1 地域住民、企業・NPO等とのつながりが持てた	126	51.6
2 <b>学びの質が高くなった</b>	170	69.7
3 準備の時間が短縮できた	39	16.0
4 特になし	7	2.9
5 分からない	9	3.7



## Q9 地域・NPO・企業と協力・連携してデメリットはありましたか。(複数回答)

半数近くが「調整に時間・手間がかかった」と回答。

	n	%
全体	244	100.0
1 <b>調整に時間・手間がかかった</b>	116	47.5
2 意思疎通が難しかった、コミュニケーションがとりにくかった	57	23.4
3 目的や期待することにしがかった	61	25.0
4 予算が確保できなかった、想像以上に費用がかかった	26	10.7
5 満足した結果が得られなかった	9	3.7
6 特になし	57	23.4
7 分からない	9	3.7



# 教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修

持続可能な社会の構築を目指し、学校や地域で環境教育・学習を実践・推進するリーダー的人材の育成を目指す。

## <カリキュラム・デザインコース>

- 目的：学校における**カリキュラム・マネジメント等の実践力向上**
- 対象：小学校・中学校・高等学校等の教職員、教育行政担当者
- 内容：**集合型研修**と**講師派遣型研修**の2形態で実施

## <プログラム・デザインコース>

- 目的：環境教育における**体験活動の実践力向上**
- 対象：教職員、教育行政担当者、民間企業等の社員、NPO/NGOの職員、環境教育・ESDに関心のある大学生等
- 内容：**体験活動を実践している企業・団体（「体験の機会のある場」等）や国立公園・国定公園を訪問し、環境教育・ESDにおける体験プログラムを企画・実践するための視点や、大人・子どもの行動や意識の変容を促すポイント**を学ぶ

プログラムのテーマとして、循環型社会、生物多様性、気候変動対策などを扱っている



## 受講者の感想

### <カリキュラム・デザインコース>

#### 【集合型研修】

- 他校の教員、教育関係者と意見交換ができたことが参考にも刺激にもなり、同じ悩みを抱える方々との出会いが励みになった。
- 新たにカリキュラムを作るのではなく、今、学校にある資源や日々の教育活動の中で、視点を変えたり、ESDやSDGsの意味づけを加えていけば、ESDとして取り組めることに気づけた。

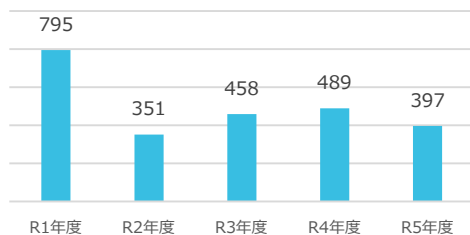
#### 【講師派遣型研修】

- 難しく考える必要がなかったということに気づくことができた。今やっていることにESDの視点を加えて行っていけばいい、その方法・方向性が見えたと思う。

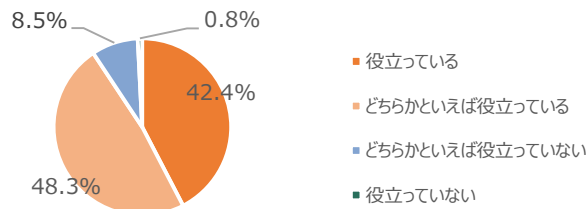
### <プログラム・デザインコース>

- 自分の体験だけでなく、講義やグループワークを通していろいろな考え方や視点を得ることができた。またESDに対して意欲の高い方々とお会いできたことで刺激を受けた。（学校関係者）
- 生徒が自然の中で体験する際に、生徒自身の達成感や充実感、自然への愛着につなげるために、どの程度準備するのか、どの程度選択させて主体的に活動させるのかを考えるいい機会になりました。（教育委員会）
- 自然体験のプログラムに関するポイントだけでなく、経験学習サイクルや組織の循環モデルなど場づくりの考え方についても知ることが出来た。（大学生）

参加者数の推移



研修で学んだことが自身の活動に役立っているか



※令和5年度の参加者からのフォローアップアンケート結果



# 環境省作成 新環境教育教材のご案内



環境省において、令和3年度に、小・中学校向けの環境教育教材「みんなで変える地球の未来～脱炭素社会をつくるために～」を作成しました。ぜひご活用ください！

## 教材の概要

[http://eco.env.go.jp/lib/env/cn\\_education/index.html](http://eco.env.go.jp/lib/env/cn_education/index.html)



### (1) 「脱炭素教材」

脱炭素社会を目指す基礎知識についての動画教材及び授業での活動を例示する資料等により構成しています。(Webページに掲載していますので適宜ダウンロード等によりご活用ください)

### (2) 「学びの地図」

学習指導要領において環境教育に関連するとされる各教科の内容を整理した「学びの地図」をESDモデルプログラム(授業展開例・実践例)と関連付けて再構成し、環境教育・ESD実践の参考となるWebページとなっています。

小学校及び中学校で本教材が活用されるよう、本教材の紹介用パンフレットを作成し、都道府県・市区町村教育委員会宛てに送付しています。



# 小中学生向け脱炭素教材（動画）を活用した気候変動教育



[http://eco.env.go.jp/lib/env/cn\\_education/manabi\\_no\\_chizu.html](http://eco.env.go.jp/lib/env/cn_education/manabi_no_chizu.html)

## 動画教材



- 小学校（低学年、中学年、高学年）向け、中学校向けのそれぞれに適した動画（2分程度）を用意しています。
- 「総合的な学習の時間」等での活用を想定し、授業例、板書例、ワークシートなどを併せて掲載しています。

## 授業展開案

● <1ユニット、1コマ> 地球が熱かくなっていること、二酸化炭素を知る		
5分	今日の授業のめざすこと（到達目標）を、そのままと表現を修正してもらったこと（めざすこと）を説明する。 <めざすこと> 二酸化炭素を知ること。	動画視聴 ダウンロード
5分	（熱帯）「熱帯はどっくにゃい」	動画視聴
10分	世界11国を見て、どっくにゃいからまじか <めざすこと（到達目標）> ・地球が熱かくなっている。 ・二酸化炭素が地球を熱かくなっている。 ・人間は地球を熱かくなっている。 こと	
5分	「二酸化炭素」という言葉を知っているか、どうして知っているかを問う。	
5分	（熱帯）「二酸化炭素はどっくにゃい？」	動画視聴
10分	世界11国を見て、どっくにゃいからまじか <めざすこと（到達目標）> ・二酸化炭素は、地球を熱かくなっている。 ・二酸化炭素は、人間が排出している。 ・二酸化炭素は、地球を熱かくなっている。 こと	
5分	<めざすこと（到達目標）> ・二酸化炭素は、地球を熱かくなっている。 ・二酸化炭素は、人間が排出している。 ・二酸化炭素は、地球を熱かくなっている。 こと	

## 板書例

1 ユニット

**<めざすこと（到達目標）>**

二酸化炭素は、地球を熱かくなっている。

二酸化炭素は、人間が排出している。

二酸化炭素は、地球を熱かくなっている。 こと

**<めざすこと（到達目標）>**

二酸化炭素は、地球を熱かくなっている。

二酸化炭素は、人間が排出している。

二酸化炭素は、地球を熱かくなっている。 こと

## 解説書

脱炭素社会に向けた授業プラン 資料 <地球温暖化①>

**① 地球温暖化とは何ぞい、本題に人間はどっくにゃい？**

地球温暖化とは、地球の平均気温が長期的に上昇することです。これは、温室効果ガス（CO2、メタン、水蒸気など）の増加によるものです。地球温暖化は、地球の生態系や気候に大きな影響を与えています。

① CO2の増加  
② 地球温暖化による影響  
③ 地球温暖化を減らすための対策

**② 地球温暖化による影響**

地球温暖化による影響は、地球の生態系や気候に大きな影響を与えています。例えば、海面上昇、干ばつ、洪水、熱波などが発生しています。

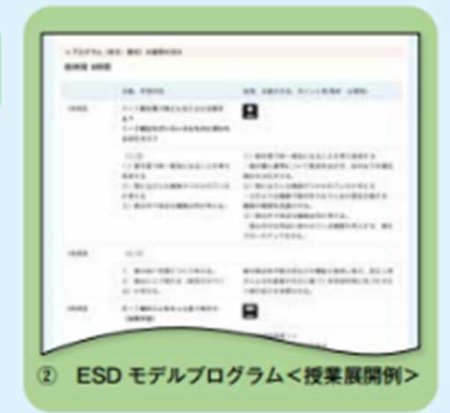
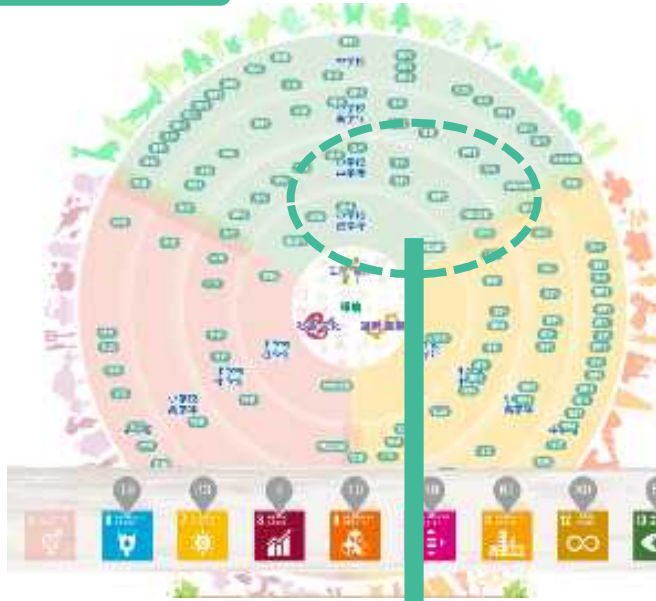
① 海面上昇  
② 干ばつ  
③ 洪水  
④ 熱波

# 「学びの地図」を活用したESDの実践（SDGsをテーマとした授業展開）



使い方

[http://eco.env.go.jp/lib/env/cn\\_education/manabi\\_no\\_chizu.html](http://eco.env.go.jp/lib/env/cn_education/manabi_no_chizu.html)



# 環境教育・ESD実践動画100選



<http://eco.env.go.jp/jissendoga/kokai/>

- 学校や社会教育施設等での教育現場では、**環境教育・ESDの実践についてハードルが高い**と感じる関係者等が少なくない。また、**実践者も実践者同士の関わりが薄く、孤軍奮闘**している状況。
- そこで、環境教育・ESDの実践イメージを共有すべく、**実践事例を短編動画として公募の上、優良事例を「環境教育・ESD実践動画100選」として公表・周知**することで、質の向上、取組の推奨、交流・ネットワークづくりを支援。
- 初年度である令和5年度は、81の動画を選定。令和6年度は36の動画を選定し、環境省HPで公表している。環境大臣名の認定書を授与している。

- **応募テーマ**：学校教育又は社会教育において、子ども（幼少期～高校生）を対象にした、SDGsや環境教育、ESDの実践取組
- **応募区分**：①学校教育部門：保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校など  
②社会教育部門：動物園・水族館、博物館、公民館、自然学校、NGO/NPO、自治体、企業、地域コミュニティなど
- **応募条件**：動画の長さは3分程度

公式HP



「環境教育・ESD実践動画100選」HPにおいて、脱炭素社会、循環型社会、生物多様性保全などのテーマを選んで検索・視聴することができる。

環境教育・ESD 実践動画 100選

子どもを対象とした SDGsや環境教育、ESDの 3分間の実践動画を 募集します！

応募期間 令和6年 6/21(金) ~ 9/27(金)

あなたの取り組みを優良事例のショーケースに

持続可能な社会を実現するためには、現代社会における様々な問題を、自らの問題として主体的に捉え、取り組むことが求められます。そのような問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらす社会づくりを目指して行われる教育が、環境教育・ESDであり、その実践を社会に広げていくことが重要です。

環境教育に取り組みたいけれど、具体的にどんなことをすればよいかわからない・・・

こんなプログラムを実施してみたけど、他にどんなことができるだろう？ 選定されたら子どもたちも楽しみになるはず！

今、学校の授業で子どもたちがイキイキと取組んでいることを、発信してみたい。

選定年度: 2024, 2023, すべて年度の年度を表示

学校教育部門, 社会教育部門, 種別: すべて, 地域: すべて, 生物多様性保全、自然環境保全(13)

13件の動画

検索条件: 2024年, 生物多様性保全、自然環境保全

1. 明石市立高丘東小学校3年生児童に、クビアカツヤカミキリの授業を2023年度に2回、2024年度に1回実施した。

2. 「特定外来生物クビアカツヤカミキリの分布拡大阻止へ」～地域・企業・専門機関と連携した取組～

3. STG's～持続可能な鶴見川を目指して～

4. 中山間地域と都市部を繋ぐ～森林保全に向けて～

# 環境省等が提供する補助教材・参考資料について①

環境学習STATIONにおいて、リンクをまとめて整理し、公開しています。



<http://eco.env.go.jp/>



## ● 国立公園で探究学習

地球の鼓動を探しに行こう！ ～私たちと地球の繋がりを五感で感じよう～霧島錦江湾国立公園「桜島・錦江湾奥地区」において探究型教育旅行プログラムの造成を行いました。活火山とともに生きる人々と一緒に地球とのつながりを感じながら「豊かさ」とは何かを探究する教育旅行プログラムです。

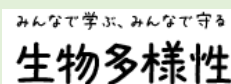
<https://www.env.go.jp/park/content/000206781.pdf>



## ● 海洋生物多様性保全戦略

海の生態系を守り、海の恵みを持続可能なかたちで利用することを目的に、基本となる考え方や視点、施策などについてまとめられた公式サイト。

<https://www.env.go.jp/nature/biodic/kaiyo-hozen/>



## ● 生物多様性

生物多様性とは何か、私たちにできることは何か等、わかりやすく解説。

<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/>



## ● いきものログ

環境省をはじめさまざまな組織や個人のみなさんが持っている生きもの情報を集積して、みんなで共有して提供するシステム。

<https://ikilog.biodic.go.jp/>



## ● 全国水生生物調査

全国水生生物調査は、川にすむ生き物を採集し、その種類を調べることで、水質（水のごよれの程度）を判定する調査。調査した結果はインターネットで提出・登録。

<https://water-pub.env.go.jp/water-pub/mizu-site/mizu/suisei/>



## ● デコ活

2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しする「デコ活」を紹介。脱炭素につながる将来の豊かな暮らしの全体像・絵姿をご紹介するとともに、国・自治体・企業・団体等で共に、国民・消費者の新しい暮らしを後押しする。

<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>



## ● A-PLAT

気候変動による悪影響をできるだけ抑制・回避し、また正の影響を活用した社会構築を目指す施策を進めるために参考となる情報を、分かりやすく発信するための情報基盤。気候変動の影響に関する情報やその適応策に関する情報を集約。

<https://adaptation-platform.nies.go.jp/>



## ● A-PLAT KIDS

子ども向けの気候変動適応を学べる動画、夏休み等の自由研究や調べ学習ツール、すごろくなどを掲載。

<https://adaptation-platform.nies.go.jp/everyone/school/index.html>



## ● 海洋ごみ教材（小中学生用・高校生用）

社会科や家庭科などの教科の中で、海洋ごみに関連すると考えられる単元の題材として、授業で利用しやすい素材を提供することを目的として作成。

[https://www.env.go.jp/water/marine\\_litter/post\\_41.html](https://www.env.go.jp/water/marine_litter/post_41.html)

# 環境省等が提供する補助教材・参考資料について②

環境学習STATIONにおいて、リンクをまとめて整理し、公開しています。



<http://eco.env.go.jp/>



## ●かんたん化学物質ガイドシリーズ

わたしたちの毎日の暮らしに役立っている化学物質と環境リスクについて、楽しく学べるパンフレット。

<https://www.env.go.jp/chemi/communication/guide/index.html>



## ●化学物質アドバイザー

化学物質に関する専門知識や、化学物質についての的確に説明する能力等を有する人材として、一定の審査を経て登録。住民説明会や地域対話集会などのリスクコミュニケーションの場においては、理解しにくい言葉を中立的な立場で分かりやすく解説するインタープリターの役割を担います。また、研修会や勉強会などの講師として化学物質管理や化学物質に関する情報提供を行います。

<https://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/index.html>



## ●不思議な水銀の話

環境中への水銀の人為的な排出を減らすための国際的なルールができました。それが「水銀に関する水俣条約」です。2017年にはこの条約が発効し、世界の人々が協力して水銀排出を削減しようとする取組が進められています。この冊子では、水銀に関する様々なトピックを取り上げています。

<https://www-temp.env.go.jp/chemi/tmms/husigi.html>



## ●なすびのギモン

除染や放射線に関する日常のギモンについて、なすびさんが各分野における専門の先生などに取材し、まんがでわかりやすく、データで詳しくお伝えしています。

<https://josen.env.go.jp/nasubinogimon/index.html#indexManga>



## ●温室効果ガス観測技術衛星GOSATシリーズによる地球観測

二酸化炭素やメタンの濃度を宇宙から観測する人工衛星であるGOSAT「いぶき」。「いぶき」の観測データに基づく全大気中の月別二酸化炭素やメタン濃度を調べることができます。

<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/gosat.html>



## ●エコチル調査における対話事例集

『「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」に関する効果的な対話の実践に向けたデザインブック～企画・実践方法と事例～』（2024年4月）※サイエンスカフェ等の対話の企画方法やエコチル調査や化学物質についての対話実践事例をまとめた資料です。

<https://www.env.go.jp/chemi/ceh/results/dialogue.html>

(一部、環境学習STATIONにリンクが掲載されていないものも含まれます。)

---

## 5. 環境教育等促進法基本方針施行状況調査結果 (令和4年度の状況) について

---

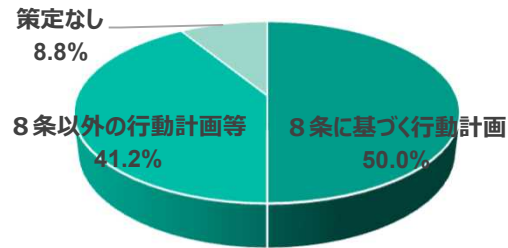
# 多くの自治体では行動計画等を策定。学校向けの施策を中心に、指導者育成や教材提供等の支援策を実施

※都道府県、政令市、中核市（計129団体）を対象

【出典】環境省「令和5年度地方公共団体における環境教育等促進法基本方針に係る施行状況調査」結果を整理したもの（有効回答数 114自治体）

## ○ 環境教育等促進法第8条又はそれ以外に基づく行動計画等の策定状況

＜都道府県・政令市・中核市＞

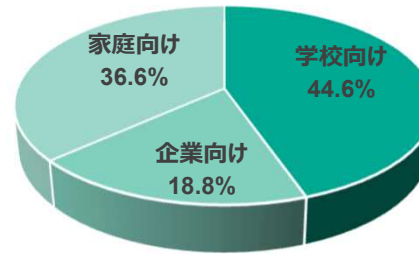


※未回答の15自治体を除く。

※環境教育等促進法第8条1項：都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画を作成するよう努めるものとする。

## ○ 環境教育に関する施策・取組事例（令和5年度）

＜対象別＞



n=1,678(回答自治体による環境教育に関する施策・取組事例(対象別)の合計(複数回答可))

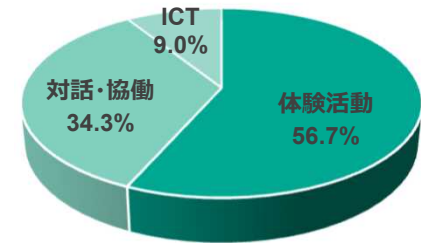
＜対象別＞

- ・学校向け：副読本・プログラムの提供、体験学習の実施、教員研修、講師派遣、コンクール 等
- ・企業向け：企業向けセミナー、アドバイザー派遣、環境マネジメント登録制度 等
- ・家庭向け：自然観察会・清掃活動・エコライフツアー等のイベント、市民講座、情報発信 等

＜方法別＞

- ・体験活動：自然体験会、生物観察会、工場見学
- ・対話・協働：地域ボランティア等と環境学習等を企画、都市と農山漁村との交流拠点支援 等
- ・ICT:副読本の電子化・配信、環境イベント情報の発信 等

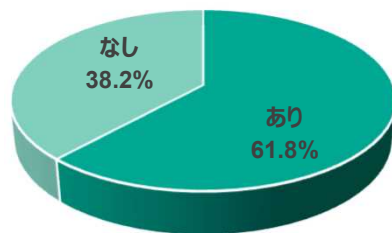
＜方法別＞



n=886(回答自治体による環境教育に関する施策・取組事例(方法)の合計(複数回答可))

## ○ 環境教育に係る支援等について

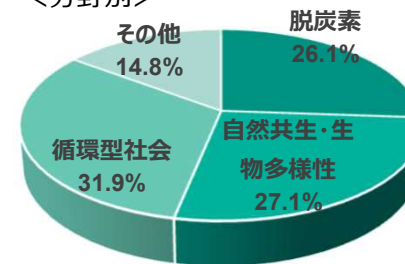
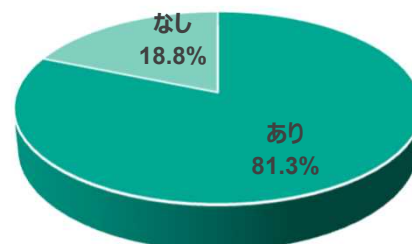
### ① 環境教育指導者、環境リーダー等育成研修



- ・教員等（保育士、教職員）、環境アドバイザー等を対象とした研修の実施。
- ・高校生・大学生を対象とした研修会、交流会を実施。（宮崎県「みやざき環境大学」など）
- ・地域で体験型・参加型の環境教育をコーディネートする人材を育成する講座の開催。（三重県「環境学習地域リーダー養成講座、実践講座」など）

### ② 環境教育に係る教材・プログラム

＜分野別＞



- ・児童生徒用の副読本、動画教材、ワークシート、教員用指導書などを提供。
- ・企業、市民団体、大学等が実施しているプログラム（出前講座、工場見学等）をとりまとめた冊子を作成。（尼崎市など）



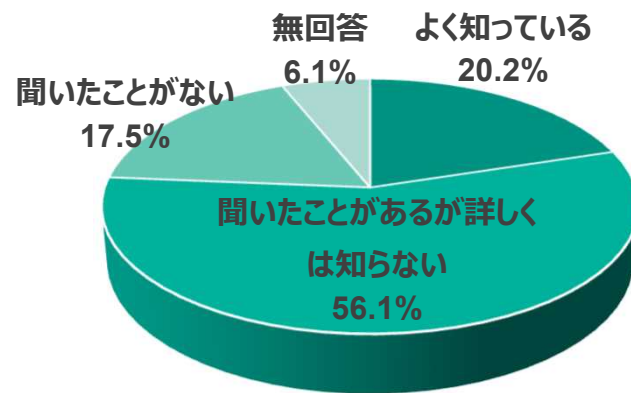
# ESD活動支援センターの認知度は低く、連携が図られていない

※都道府県、政令市、中核市（計129団体）を対象

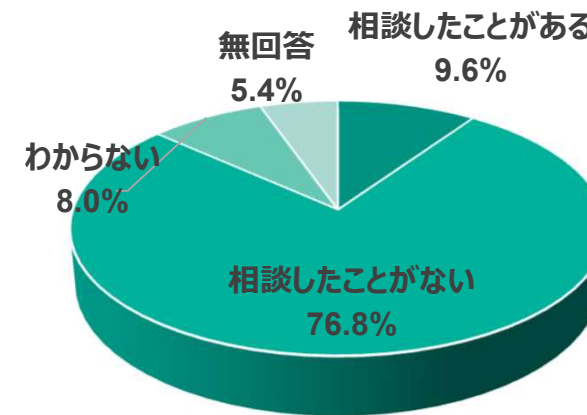


【出典】環境省「令和5年度地方公共団体における環境教育等促進法基本方針に係る施行状況調査」結果を整理したもの（有効回答数 114自治体）

## ESD活動支援センターの認知度



## ESD活動支援センターへの相談の有無



〈相談内容〉

学校、NPO、企業等との連携について	3
環境教育、ESDの実践方法について	2
講演者・ファシリテーターの紹介等について	2
イベント情報等の広報・提供等について	2
その他	2

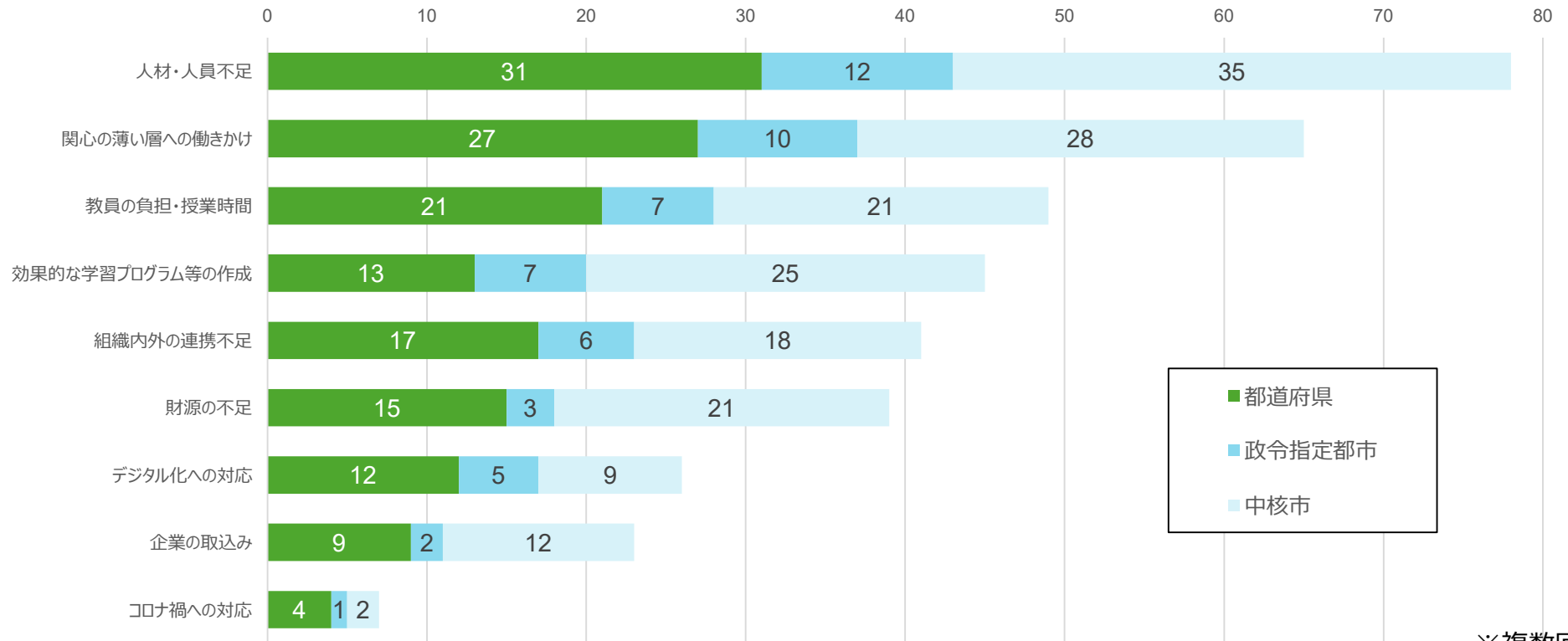
# 課題は人材不足が最多。関心の薄い層への働き掛け、学校教育への取込みも多数。デジタル化への対応にも課題を抱えていると都道府県も多い。

※都道府県、政令市、中核市（計129団体）を対象

【出典】環境省「令和4年度地方公共団体における環境教育等促進法基本方針に係る施行状況調査」結果を整理したもの（有効回答数 114自治体）

## ○ 環境教育を推進する上で自治体として課題と考えていること

(自治体数)



※複数回答可

### <自由記述（抜粋）>

- 教育現場を熟知し、環境教育に資する知識を有する橋渡しの人材がない。
- 環境教育を担う指導員が高齢化しており、若い世代を育成し世代交代を進める必要がある。
- 学校は、「環境教育」という特別な「教科」があり、その「教科」を教えるためのノウハウが必要であるという認識が強い。
- 各事業を連携等により世代をつなぐように展開していくことが課題。
- より総合的な観点からの環境教育や他分野の教育との連携。
- 少しでも多くの学校へ環境教育を実施したい一方で、それに対応できるだけの人材と財源が不足していることが拡大の足かせとなっている。

---

## 6. 参考情報（「体験の機会」認定手続等）

---

## 認定を受けることのできる要件等

### 認定を受けることのできる要件（環境教育等促進法第20条1項・2項）

- 当該体験の機会の場合で行う事業の内容等が
  - (1) 環境教育等促進法の**基本方針に照らして適切**なものであること。
  - (2) 行動計画を作成している都道府県にあっては、当該**行動計画に照らして適切**なものであること。
  - (3) 当該体験の機会の場合で行う環境保全の意欲の増進に関する**事業の内容が主務省令で定める基準に適合**するものであること。

#### 【環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則（第8条第1項）】

- ① **環境の保全に関する学習の機会**の提供を行うこと。
- ② **適切な計画**が定められていること。
- ③ 認定の申請に係る体験の機会の場合で行う事業の**参加者及び実施者の安全の確保**を図るための措置が講じられていること。
- ④ 特定の者に対して不当な**差別的取扱い**をするものでないこと。
- ⑤ 利益の分配その他の**営利を主たる目的**とするものでないこと。
- ⑥ 認定の申請に係る体験の機会の場合で行う事業に**1年以上従事した経験を有する者**若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の**指導の下に適切に行われるもの**であること。

- (4) 当該**土地又は建物が主務省令で定める基準に適合**するものであること。

#### 【環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則（第8条第2項）】

認定の申請に係る土地又は建物について、**安全の確保その他の適切な管理が行われていること。**

- 都道府県は、その自然的社会的条件から環境保全の意欲の増進を効果的に推進するために必要があると認めるときは、基本方針を参酌して、条例で、(1)から(4)に掲げる要件に加えて適用すべき要件を定めることができる。

## 認定を受けることのできる要件等

### 認定、届出等（第20条5項・8項）

- ・都道府県知事は、認定をしようとするときは、あらかじめ**都道府県教育委員会に協議**しなければならない。
- ・認定民間団体等は、第3項各号に掲げる事項を**変更したとき**又はその**提供を行わなくなったとき**は、主務省令の定めるところにより、遅滞なく、その旨を**都道府県知事に届け出**なければならない。

【第3項】①**氏名又は名称及び住所**並びに法人その他の団体にあつては**代表者の氏名** ②体験の機会の場の**名称及び所在地** ③当該体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する**事業の内容** ④その他主務省令で定める事項（※省令第9条1項 ①認定の申請に係る体験の機会の場で行う**事業の対象となる者の範囲**、②認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業のために当該体験の機会の場を**提供する期間**）

### 認定の有効期間（第20条の2）

- (1) 都道府県知事は、認定をする場合において、当該認定の日から起算して**5年を超えない範囲内においてその有効期間を定める**ものとする。
- (2) 前項の有効期間の**更新**を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、**都道府県知事に申請書を提出**しなければならない。

## 認定を受けることのできる要件等

### 報告、助言（第20条の4）

- (1) 認定民間団体等は、**毎年**、主務省令で定めるところにより、**その運営の状況を都道府県知事に報告**しなければならない。
- (2) 都道府県知事は、認定民間団体等に対し、当該認定体験の機会の際の提供の適正な実施を確保するために必要な限度において**報告若しくは資料の提出を求め**、又は当該認定体験の機会の際の適正な運営を図るため**必要な助言**をすることができる。

#### 【環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則（第12条第1項1号～8号）】

①実施の内容、②実施の目的、③実施の期間、④実施の回数、⑤参加に要する費用、⑥参加者数、⑦参加又は実施者の生命又は身体について被害が発生した事故の有無並びに当該事故があるときはその内容及び再発を防止するために講じた措置、⑧収支決算

### 【参考】登録免許税の徴収について

「体験の機会の際」の認定を受けた場合は、登録免許税15,000円を納付する。（登録免許税法第2条別表第1の157(1)）

## 申請書の提出 (法第20条第3項、規則第9条第1項)

申請に必要となる事項	申請書様式
①氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名 (法20条3項1号)	規則様式第7 (申請書)
②体験の機会の場の名称及び所在地 (同項2号)	//
③当該体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容 (同項3号)	//
④認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の対象となる者の範囲 (同項4号、規則9条1項1号)	//
⑤認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業のために当該体験の機会の場を提供する期間 (同号、規則同項2号)	//

申請書 (規則様式第7)

申請書 (規則様式第7)

# 申請書の提出等



## 添付書類の提出（規則第9条2項）

添付書類	「体験の機会の場の認定の申請要領」（※）別紙等
①住民票写し（個人）、定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの（法人その他の団体）【規則第9条2項1、2号】	・発行から6か月以内のもの ・その他の団体については団体規約等
②法20条第4項各号に該当しないことを説明した書類【同項3号】	別紙1
③申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の実績を記載した書類【同項4号】	別紙2
④申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書【同項5号】	別紙3、4
⑤認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置（当該事業に係る土地又は建物の管理に関する事項を含む。）について記載した書類【同項6号】	別紙4の2
⑥認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業について知識及び経験を有する者の確保の状況その他の業務の実施体制について記載した書類【同項7号】	別紙5
⑦認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加に要する費用の額及び当該事業の参加定員に関する事項を記載した書類【同項8号】	別紙3
⑧認定の申請に係る土地又は建物の位置を示す地図及び当該土地若しくは建物の登記事項証明書又はこれに準ずるもの【同項9号】	・申請者が所有者でない場合は、貸借権や使用貸借権等を証明する書類
⑨認定の申請に係る体験の機会の場において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについての当該事業の実施者の同意書【同項10号】	別紙6
⑩その他参考となるべき事項を記載した書類【同項11号】	

※環境省HP（[https://www.env.go.jp/policy/post\\_59.html](https://www.env.go.jp/policy/post_59.html)）に掲載。国に申請する場合の要領。自治体に申請する場合は別途定めても可。



# 「体験の機会の場」コンセプトムービー



環境省「体験の機会の場～SDGs実現に向けた環境教育～」コンセプトムービー

▶ コンセプトムービー  
[https://www.youtube.com/watch?v=42Xy\\_Mlr9u8](https://www.youtube.com/watch?v=42Xy_Mlr9u8)



▶ プロモーションムービー  
[https://www.youtube.com/watch?v=K\\_w7g\\_AqbZU](https://www.youtube.com/watch?v=K_w7g_AqbZU)



プロモーションサイト  
<http://eco.env.go.jp/taik-en-kikainoba/>





## 環境学習STATION

<http://eco.env.go.jp/>



## 環境教育推進室 SNS

